

瀬戸市訓令第 7 号

本 庁

公 所

市有財産審議会規程（昭和 3 4 年瀬戸市規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 3 条 審議会は、会長及び副会長各 1 人並びに委員 <u>5 人</u> をもって組織する。	第 3 条 審議会は、会長及び副会長各 1 人並びに委員 <u>6 人</u> をもって組織する。
2 会長は副市長を、副会長は総務部長を、委員は都市整備部長、総務部財政課長、総務部税務課長、都市整備部維持管理課長及び都市整備部用地課長をもって充てる。	2 会長は副市長を、副会長は総務部長を、委員は <u>市民生活部長</u> 、都市整備部長、総務部財政課長、総務部税務課長、都市整備部維持管理課長及び都市整備部用地課長をもって充てる。

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行し、改正後の市有財産審議会規程の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。